

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年3月定例会の審議の結果

組 合 長 提 出 議 案		
番 号	議 案 名 と 内 容	結 果
議案第1号	令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について	原案可決
議案第2号	令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について	原案可決
議案第3号	匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第4号	匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決
議案第5号	匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決

令和 7 年 3 月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会
会議録

令和 7 年 3 月 2 7 日 開会

令和 7 年 3 月 2 7 日 閉会

匝瑳市横芝光町消防組合議会

令和 7 年 3 月定例

匝瑳市横芝光町消防組合告示第 3 号

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和 7 年 3 月定例会を下記のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 2 7 日

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 宮 内 康 幸

記

1 日 時 令和 7 年 3 月 2 7 日（木）午前 1 0 時 0 0 分

2 場 所 横芝光消防署 1 階大会議室

匝瑳市横芝光町消防組合議会 令和7年3月定例会 会議録目次

議事日程	1
出席議員	1
事務局職員出席者	2
地方自治法第121条の規定による出席者	2
開会の宣言	3
会期の決定	3
会議録署名議員の指名	3
出席説明員の承認	3
議案第1号―議案第5号の上程	4
組合長提案理由の説明	4
議案（第1号―第2号）の内容説明―質疑	6
議案（第3号）の内容説明―質疑	18
議案（第4号）の内容説明―質疑	19
議案（第5号）の内容説明―質疑	20
議案（第1号―第5号）に対する討論	21
議案（第1号―第5号）の採決	21
閉会の宣言	23
署名議員	24

令和7年3月定例会

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年3月定例会議事日程

3月27日（木曜日）午前10時00分開会

- 1 開会の宣言
- 2 会期の決定
- 3 会議録署名議員の指名
- 4 議案（第1号－第5号）の上程
議案第1号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について
議案第2号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について
議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の
制定について
議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正
する条例の制定について
議案第5号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 5 組合長提案理由の説明
- 6 議案（第1号－第2号）の内容説明－質疑
- 7 議案（第3号）の内容説明－質疑
- 8 議案（第4号）の内容説明－質疑
- 9 議案（第5号）の内容説明－質疑
- 10 議案（第1号－第5号）に対する討論
- 11 議案（第1号－第5号）の採決
- 12 閉会の宣言

出席議員（10名）

議長	石田勝一君	2番	山崎等君
3番	椎名勝英君	4番	近藤魁人君
5番	大木進一君	6番	大関昌宏君
7番	秋鹿幹夫君	8番	小倉弘業君
9番	市原成一君	10番	川島光男君

事務局職員出席者

主 査 補 鈴 木 和 久
主 任 主 事 佐 藤 祐 輔

主 査 補 鈴 木 健 太

地方自治法第121条の規定による出席者

執行部

組 合 長 宮 内 康 幸 君
会 計 管 理 者 林 美 幸 君

副 組 合 長 佐 藤 晴 彦 君

消防組合

消 防 長 大 木 利 貞 君
予 防 課 長 石 井 清 君
横芝光消防署長 行 木 幸 弘 君

次 長 坂 田 英 明 君
匝瑳消防署長 北 田 忠 君
総 務 課 長 鈴 木 隆 一 君

△開会の宣言（午前１０時００分）

○議長（石田勝一君） 本日、ただいまの出席議員数は、「10 名」であります。よって、定足数に達しておりますので、会議は、成立いたしました。

これより、匠瑳市横芝光町消防組合議会令和 7 年 3 月定例会を開会いたします。ただちに、本日の会議を開きます。

△会期の決定

○議長（石田勝一君） 日程第 1、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日、1 日限りといたしたいと思いますがこれに、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日 1 日限りと決定いたしました。

△会議録署名議員の指名

○議長（石田勝一君） 日程第 2、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 79 条の規定により議長において、3 番議員椎名勝英君、10 番議員川島光男君の両名を指名いたします。

会議録署名議員

3 番議員 椎名勝英君

10 番議員 川島光男君

△出席説明員の承認

○議長（石田勝一君） 次に、本定例会に地方自治法第121条第1項の規定による出席者は、御手元に配付いたしました印刷物のとおりであります。

次に、組合長から議案の送付があり、これを受理いたしましたので、御報告いたします。

△議案（第1号―第5号）の上程

○議長（石田勝一君） 日程第3、日程に従いまして、議案第1号から議案第5号までを一括上程し、議題といたします。

△組合長提案理由の説明

○議長（石田勝一君） 日程第4、これより、宮内組合長に提案理由の説明を求めます。

宮内組合長。

◎組合長（宮内康幸君） 皆様、お疲れ様です。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和7年3月定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともに御多忙の折にもかかわらず、御参集を賜り心から感謝申し上げる次第でございます。

また、日頃より当消防組合の運営につきまして、格別なる御理解と御協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。本定例会に提案いたします議案は、5件でございます。

提案理由の説明を申し上げる前に、組合長といたしまして、所信の一端を申し述べさせていただきます。はじめに、今年の2月は全国的に火災が多く発生し、岩手県大船渡市で発生した林野火災では、緊急消防援助隊や自衛隊などが出動し消火活動をするも鎮圧するまでに11日間を要し、焼損面積は大船渡市の面積の約9パーセントに当たる約2,900ヘクタールに及び、平成以降の林野火災としては最大の規模となりました。当消防組合管内におきましても、元日に建物火災が発生し、1名の方がお亡くなりになったほか、2月における火災出動件数は24件と、昨年の約5倍となっております。火災で被災された皆様にお見舞いを申し上げるとともに、お亡くなりになられた方のご冥福を謹んでお祈りいたします。

さて、昨年の救急出動件数においては、3,348件の出動があり、前年と比較しますと44件減

少いたしました。1日当たり平均9件以上の出動となり、依然として高い水準を示しております。

今後も職員が一致団結し、災害件数の更なる減少、消防救急体制の充実等を目指し、様々なニーズに対応した消防体制の構築を図っていくため、本組合では令和7年度の重点目標を次の3点といたしました。

1点目といたしまして、消防庁舎の整備推進を図ってまいります。消防本部及び匝瑳消防署庁舎建替整備について、匝瑳市横芝光町消防組合消防庁舎建設検討委員会で建替に関する必要な事項等の調査及び検討し、建設候補地の確保を推進してまいります。

2点目といたしまして、情報通信体制の充実強化を図ってまいります。ちば消防共同指令センターにおける指令システムの全体的な機器更新及び消防救急デジタル無線の機能強化を伴う更新を行い、災害時における通信体制の充実強化を図り、ネットワークシステムの更新等を行い、業務の効率化、安全な情報通信体制の確保を図ってまいります。

3点目といたしまして、消防力の基盤強化を図ってまいります。ドローンの追加整備等を行い、消防力を維持強化するとともに、野栄分署庁舎大規模改修事業を推進し、防災拠点としての機能強化を図り、施設の長寿命化を図ってまいります。今後も管内住民の皆様の、安全安心の確保に総力をあげて取り組んでまいる所存でありますので、引き続き議員各位の御理解、御協力を心よりお願い申し上げます。

それでは、ただいまから提案理由を申し上げさせていただきます。

議案第1号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について

本案は、令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ、16億7,727万5,000円といたしたく提案いたしました次第であります。

議案第2号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合規約第12条第2項の規定により、分担金負担割合を定めるため提案いたしました次第であります。

議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

本案は、人事院勧告及び千葉県人事院勧告に準じ、地域手当の支給や諸手当の見直し等、給与制度について改正するため、関係条例を改正いたしたく提案いたしました次第であります。

議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、育児休業、介護休業等、育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部

改正に伴い、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲の拡充や、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度の強化等の措置について、国及び千葉県に準じた措置を講じるため、所要の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

議案第 5 号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

本案は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例中の条文の引用等について、所要の改正をいたしたく提案いたしました次第であります。

以上をもちまして、提案理由の説明とさせていただきます。

慎重御審議をいただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（石田勝一君） 宮内組合長の提案理由の説明が終わりました。

△議案（第 1 号―第 2 号）の内容説明―質疑

○議長（石田勝一君） 日程第 5、これより、質疑に入ります。

議案第 1 号及び議案第 2 号は、関連性がございますので、一括議題として質疑に入りたいと思いますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 御異議ないものと認め、議案第 1 号 令和 7 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について及び議案第 2 号 令和 7 年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦についてを一括議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

大木消防長。

◎大木消防長 議案第 1 号 令和 7 年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について御説明いたします。御手元の議案第 1 号予算書の 1 ページをお開きください。

令和 7 年度匝瑳市横芝光町消防組合の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 16 億 7,727 万 5,000 円と定める。

第 2 項 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」によ

る。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000万円と定める。

令和7年3月27日提出

匝瑳市横芝光町消防組合

組合長 宮内 康幸

次に2ページから3ページには歳入歳出予算が款項ごとに集計されており、4ページには債務負担行為及び地方債について記載されております。

それでは、5ページ以降の予算説明書を用いて、御説明いたします。

6ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書でございますが、初めに、歳入につきまして、御説明いたします。

1款分担金及び負担金は、本年度予算額13億5,240万9,000円、前年度予算額と比較しまして、2億4,297万8,000円の増額でございます。

2款使用料及び手数料は、本年度予算額40万1,000円で、前年度と同額でございます。

3款国庫支出金は、本年度予算額1,000円、前年度予算額と比較しまして、1,918万円の減額でございます。

4款県支出金は、本年度予算額1,000円で、前年度と同額でございます。

5款繰越金は、本年度予算額100万円で、前年度と同額でございます。

6款諸収入は、本年度予算額86万円で、前年度と同額でございます。

7款組合債は、本年度予算額3億2,260万円、前年度予算額と比較しまして、2億2,440万円の増額でございます。

8款財産収入は、本年度予算額2,000円で、当該年度における官公庁オークション出品に伴う財産収入の受皿としまして、8款を新設したものであります。

9 款寄付金は、本年度予算額 1,000 円で、当該年度において、寄付金があった場合の受皿としまして 9 款を新設したものであります。

以上、歳入合計は、本年度予算額 16 億 7,727 万 5,000 円、前年度予算額と比較しまして、4 億 4,820 万 1,000 円の増額となります。

次に、歳出について、御説明いたします。

7 ページを御覧ください。

1 款議会費は、本年度予算額 13 万 3,000 円で、前年度と同額でございます。

2 款総務費は、本年度予算額 8 万 3,000 円で、前年度と同額でございます。

3 款消防費は、本年度予算額 16 億 4,330 万 8,000 円、前年度予算額と比較しまして、4 億 6,234 万 1,000 円の増額でございます。

4 款公債費は、本年度予算額 2,875 万 1,000 円、前年度予算額と比較しまして 1,414 万円の減額でございます。

5 款予備費は、本年度予算額 500 万円で、前年度と同額でございます。

以上、歳出合計は、本年度予算額 16 億 7,727 万 5,000 円、前年度予算額と比較しまして、4 億 4,820 万 1,000 円の増額となります。

8 ページをお開きください。

歳入につきまして、御説明いたします。

1 款 1 項 1 目分担金は、本年度予算額 13 億 5,240 万 9,000 円、前年度予算額と比較しまして、2 億 4,297 万 8,000 円の増額となります。分担金の内訳につきましては、一般分担金として、匝瑳市 7 億 5,798 万 2,000 円、横芝光町は 4 億 7,435 万 4,000 円、また、消防本部及び匝瑳消防署庁舎建設事業に係る特別分担金として、匝瑳市 1 億 110 万 7,000 円、横芝光町 1,577 万 5,000 円と横芝光消防署庁舎建設事業に係る公債費 319 万 1,000 円、合わせて 1,896 万 6,000 円となります。

2 款 1 項 1 目使用料は、本年度予算額 1,000 円で、前年度と同額です。

2 款 2 項 1 目手数料は、本年度予算額 40 万円で、前年度と同額です。

3 款 1 項 1 目国庫補助金は、本年度予算額 1,000 円で、前年度予算額と比較しまして、1,918 万円の減額となります。

4 款 1 項 1 目県補助金は、本年度予算額 1,000 円で、前年度と同額です。

5 款 1 項 1 目繰越金は、本年度予算額 100 万円で、前年度と同額です。

6 款 1 項 1 目組合預金利子は、本年度予算額 1 万円で、前年度と同額です。

9 ページを御覧ください。

6 款 2 項 1 目雑入は、本年度予算額 85 万円で、前年度と同額です。

7 款 1 項 1 目消防債は、本年度予算額 3 億 2,260 万円で、前年度予算額と比較しまして、2 億 2,440 万円の増額です。

8 款 1 項 1 目動産売払収入は、本年度予算額 1,000 円、前年度予算額と比較しまして、1,000 円の皆増です。

8 款 1 項 2 目物品売払収入は、本年度予算額 1,000 円、前年度予算額と比較しまして、1,000 円の皆増です。

9 款 1 項 1 目一般寄付金は、本年度予算額 1,000 円、前年度予算額と比較しまして、1,000 円の皆増です。

次に、歳出について、御説明いたします。

10 ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目議会費は、本年度予算額 13 万 3,000 円で、前年度と同額です。

2 款 1 項 1 目一般管理費は、本年度予算額 5 万 3,000 円で、前年度と同額です。

2 款 2 項 1 目監査委員費は、本年度予算額 3 万円で、前年度と同額です。

3 款 1 項 1 目常備消防費は、本年度予算額 12 億 9,813 万 8,000 円で、前年度予算額と比較しまして、2 億 2,326 万 1,000 円の増額です。

内訳につきまして、御説明いたします。

1 節報酬 5 万 4,000 円、2 節給料 4 億 5,695 万 9,000 円、3 節職員手当等 3 億 3,861 万 9,000 円。

11 ページを御覧ください。

4 節共済費 2 億 1,248 万 8,000 円、7 節報償費 11 万円、8 節旅費 130 万 9,000 円、9 節交際費 12 万円、10 節需用費 4,440 万円で、主な内容に関しましては、消耗品費、燃料費、光熱水費、修繕費などとなります。

11 節役務費 1,167 万 3,000 円で、主な内容に関しましては、各種使用料、手数料、検査料、点検料などとなります。

12 ページをお開きください。

12 節委託料 1,300 万 7,000 円で、各種委託料などとなります。

13 ページを御覧ください。

13 節使用料及び賃借料 2,247 万 4,000 円で、各種業務で使用するものの、使用料、借上料などとなります。

14 ページをお開きください。

17 節備品購入費 6,797 万 5,000 円で、各関係部署における備品購入費でございます。

18 節負担金補助及び交付金 1 億 2,801 万 9,000 円で、各種負担金などとなります。

16 ページをお開きください。

26 節公課費 93 万 1,000 円で、消防用自動車重量税となります。

2 目消防施設費は、本年度予算額 3 億 4,517 万円で、前年度予算額と比較しまして、2 億 3,908 万円の増額です。

内訳につきまして、御説明いたします。

12 節委託料 1 億 3,155 万 7,000 円で、主に野栄分署庁舎大規模改修工事に係る監理業務委託料、指令関係機器移設業務委託料、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業に係る測量業務委託料、設計業務委託料となります。

17 ページを御覧ください。

14 節工事請負費としまして、野栄分署庁舎大規模改修工事費 2 億 942 万 8,000 円となります。

17 節備品購入費としまして、公用車購入事業 418 万 5,000 円を計上しております。

4 款 1 項公債費につきましては元金、利子の合計で、本年度予算額 2,875 万 1,000 円で、前年度予算額と比較しまして、1,414 万円の減額となります。

内訳としまして、1 目元金は 2,467 万 5,000 円、2 目利子は 407 万 6,000 円を計上しております。

5 款 1 項 1 目予備費は、本年度予算額 500 万円で前年度と同額です。

以上、令和 7 年度予算の一般会計予算のあらましです。

18 ページから 27 ページは、給与費明細書となります。職員数や給料、各種手当等を記載しております。時間の都合上、説明は、省略させていただきます。

次に、債務負担行為に関する調書について、御説明いたします。

28 ページをお開きください。

ちば消防共同指令センター指令システム更新に伴う調書となります。

限度額を 1 億 5,006 万 2,000 円とし、前年度末までの支出額といたしまして、令和 6 年度に 3,369 万 8,000 円を支出する予定でございます。また、当該年度以降の支出予定額といたしましては、令和 8 年度に 3,062 万円の支出を予定しており、その財源内訳として地方債 2,290 万円、一般財源としまして、772 万円を予定しております。

次に、地方債の見込み額について、御説明いたします。

29 ページを御覧ください。

地方債は、記載のとおり普通債でございます。前々年度末現在高は、7 億 1,935 万円、前年

度末現在高見込額は、7億6,545万円となります。当該年度中の起債見込額は、3億2,260万円で、当該年度中の元金償還見込額は、2,467万5,000円となり、当該年度末現在高見込額は、10億6,337万5,000円となります。

以上で議案第1号の説明を終わります。

続きまして、議案第2号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦について、御説明いたします。

それでは、別表1の分担金一覧表を御覧ください。

常備消防費の総額16億7,727万5,000円の財源内訳及び両市町の分担金内訳を示しております。

分担金内訳のうち一般分担金算出方法につきましては、次の別表2に記載しております。人件費、その他の常備消防費、議会費にそれぞれ按分率を乗じたものの計から特定財源、一般財源を差し引いた金額が両市町における一般分担金となり、匝瑳市7億5,798万2,000円、横芝光町4億7,435万4,000円と算出されます。

按分率につきましては、別表4、5を御参照ください。

次に、別表3の1につきましては、横芝光消防署庁舎建設事業に係る特別分担金の算出表となっており、横芝光町319万1,000円の負担と算出しております。事業費の内訳につきましては、公債費でございます。

次のページをお開きください。

別表3の2につきましては、消防本部・匝瑳消防署庁舎建設事業に係る特別分担金の算出表となっており、匝瑳市1億110万7,000円、横芝光町1,577万5,000円の負担と算出しております。なお、算出方法、事業費の内訳につきましては、備考欄に記載のとおりです。

以上で議案第2号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 一般会計予算の方で、9ページ、消防債の中の無人航空機購入事業500万円とあります。これは歳出の方で、どこの款項目に当たるのかが1点。あと、どのような機体を考えておられるのか。現在もあったものと思うのですがけれども、増強を考える理由も

含めてお答えください。それに伴って、操縦資格者の増強は、どのような計画で進捗しているのか。あと、違っていたらすみません。12 ページの支援車Ⅱ型、点検料の話ではないのですが、これ以前、購入されたコンテナをウィンチで引っ張ってみたい車両だったと思うのですが、以前、私、議会で、その形にする必要があるのかというのを質問したことがあるのですが、救命ボートに乗せている車があって、コンテナとこれを変えるからといった話だったと思うのです。ですから、その形である理由とか活用方法、メリットが今こうであるという現状を教えてください。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問に対してお答えいたします。私の方からお答えいたしますのは、無人航空機購入事業がどの款項目に入っているのかについて、御説明させていただきます。こちらの購入費用につきましては、14 ページを御覧ください。14 ページの 17 節 備品購入費、こちらの警防関係備品の方に計上されております。以上です。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 起債についてお答えいたします。起債につきましては、こちら緊急防災減災事業債を活用することとなっております。以上です。

○議長（石田勝一君） 北田匡瑛消防署長。

◎北田匡瑛消防署長 先ほどの秋鹿議員の御質問に対してお答えいたします。現在、操縦士の方は 10 名おりまして、その 10 名は国家資格を取得している状況です。今後なのですが、精査しまして、精力的に増やしていこうと考えております。それと機種についてなのですが、機種は前回と同じ機種が無くて、新しい機種の 350 という大きさは全然変わらないのですが、カメラの性能が良くなったという機種を選ばせていただきました。それと装備といたしまして、前回と同じように物件投下、カメラ、スピーカーの 3 点にプラスして、今回サーチの方を付けさせていただきました。夜間の時に緊急事態で、基本は飛ばさないのですが、去年、栗山川で警察の方から人間みたいな人が浮いているということで、依頼がありましたので、そのために今回こちらを選ばせていただきました。あと、支援Ⅱ型の件なのですが、

も、前回も回答させていただいたのですが、実際はボートと兼用として使っていて、兼用として載せ替えをして使っているという状態なのですけれども、本当は1台ずつあれば良いのですけれども、庁舎の敷地が狭いもので、今回このような形を取らせていただきました。以上です。

○議長（石田勝一君） 大木消防長。

◎大木消防長 ただいまの匝瑳消防署長の答弁に補足させていただきます。まず、操縦士の件でございますけれども、当消防組合で操縦士の養成を10名と掲げて、10名の養成が終了しております。ですので、当面の間は操縦士の養成は、考えておりません。ただし、人事異動や職員の昇任昇格等により、今後その件についても計画を立てなければならないものと考えております。

続きまして、どうして増強をしたのかというお答えだと思いますけれども、当消防組合がドローンを2機配備していただく大きなメリットとしましては、大規模な災害が匝瑳市及び横芝光町に発生した際、両市町へドローンの操縦者及びドローンを派遣することが可能となります。両市町の災害の状況、被害状況などの情報収集がより早く確認することができ、被害状況等により早期に千葉県消防広域応援隊や緊急消防援助隊を要請する判断にも有効と考えております。また、ドローンにリース等が無いことから2機保有することにより、突然の機体のトラブルによる修理、定期メンテナンスなどに対応できるものと考えております。

次に、現在当消防組合では、ドローン操縦者有資格者を指揮隊に配備し、火災現場において運用している状態でございます。ドローンを2機配備した際は、原則、火災等においては指揮隊の方で運用に当たりますが、災害の規模等により、指揮隊以外のドローン有資格者を現場へ出動させ、運用に当たる方針でございます。以上でございます。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 当然ドローンを導入するに当たって、先ほどおっしゃっていたように人の搜索等も含めて、またや昨今、全国で発生してしまっている林野火災とかですよね。そういったものの、若しくは大規模災害なんかの状況の把握にすごくメリットがあるのは、重々承知してます。ですので、別に、高いんじゃないのという意味で否定的な意見をしているわけではないので、だからこそ、今10名の資格者がいらっしゃって、それで潤沢とお考えなのかも

しませんが、この匝瑳市、横芝光町以外に応援に行ってしまった際に、職員が少なくなってしまうと、素人考えですけどね、マルチスキル化をしていった方が色々な配置の中で、誰でもできるよという状態の方が、良いのではないかなというような気持ちで質問させていただいてますので、できればマルチスキル化というのを、素人考えですけども、進めていっていただけたらと思っております。

支援車Ⅱ型は、購入当時の価格がかなり高かったと思うんですね。ですので、あのコンテナ車の架装部を大規模災害のときとかに、それこそ、ある場所にそこに資機材を置いて、また車両だけ走って行って、別の所に資機材を持っていくような、そういう取組であればメリットが高いのかなというふうに考えたのですけれども、今現在、あれをウィンチで引っ張っていく必要はあるのかっていうのが疑問なのです。ですから、その辺をこういうメリットがありますという説明をしていただきたいです。

○議長（石田勝一君） 暫時休憩いたします。

△午前10時49分 休憩

△午前10時51分 再開

○議長（石田勝一君） 議事を再開いたします。鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの秋鹿議員の御質問にお答えいたします。コンテナを換装できる最大のメリットといたしましては、コンテナの中身を出し入れしないことでございます。コンテナに積んでおります TENT を積んでいるタイプのものと、救命ボートを積んでいるものがございまして、それぞれを積み替えるといいますと、やはりですね重量物でありますので、かなり時間がかかってしまいます。それを、コンテナを換装することによって、そちらの載せ替え作業のところを簡略化しているところがございまして、それが最大のメリットだと思っております。以上です。

○議長（石田勝一君） 秋鹿幹夫君。

◆7番議員（秋鹿幹夫君） 現状のメリットはそういうことなのかもしれませんが、であれば、例えば、どれ位の災害規模でそれが必要なのか分からないのですけれども、コンテナをもう1つ購入して、流用できるようにするとか、その先の話っていうようにはならないのですか。

○議長（石田勝一君） 大木消防長。

◎大木消防長 ただいまの秋鹿議員の御質問にお答えいたします。コンテナを購入して活用するという方針はないのかという御質問だと思うのですけれども、購入時は、ボートと主にメインはですね、緊急消防援助隊に出動する際の後方支援車として、中にテントや資機材を積んで、県内応援隊の場合は県内、県外と出動することが本来の目的でございました。ただ、それだけでは、秋鹿議員がおっしゃったように高額な車両になりますので、他に活用方法はないかと検討した結果、積み替えることによってボートを運用、運ぶというようにする方針で、今、積み替えて運用しているところです。今後、秋鹿議員の御質問にありました、そのような他の活用方法につきましても、消防組合としてよく検討させていただきます。コンテナもかなり高額なものですから、中々、すぐに検討結果は出ないと思いますけれども、近隣消防本部の状況等も踏まえてですね、色々、調査研究してまいりたいと思いますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

山崎等君。

◆2番議員（山崎等君） まず、2月における当消防組合の中で、林野火災等、連日夜も含めてですね、常備消防及び各関連消防団の皆さん、大変御苦勞様でございました。私も現場に行っていた人間なのですけれども、非常に、高齢者の男性が全く言うことを聞いてなくてですね、ああいう大火になってから、どうもすいませんでしたと。行政当局におかれましては、防災無線等で啓蒙活動を頻繁に無線を使いながら、各家の方に聞こえるように届けていたと思いますが、あれだけ連日出動されると、常備消防は無論、消防団も大分疲弊しましてですね、私の方に直接、何かいい条例で縛れないのかという話をダイレクトにですね、消防団の方から話が来ております。それは今回、私も10何年やってまして、初めての連日連夜の消防活動でございましたけれども、今後、組合長及び副組合長の方ですね、ここで今、一段落しておりますけれど

ども、関西の方を見ればあのような状況が、いつ何時あってもおかしくないというのをやはり、これから雨が降ってきますけれども、定期的にですね、やはり防災無線を活用して周知をお願いしたいなど、よろしくお願いします。

では、一般会計のちょっと大きいところで、消防債の方の使い方の中で、やはり予算計上されておりますが、ちば消防共同指令センター指令システム更新事業に、これが消防債を 6,430 万、続いて、消防救急デジタル無線機器購入事業、これが 5,890 万、起債を予定されておまして、なおかつ、今回予算計上においては、ちば消防共同指令センター指令システム更新負担金として、8,574 万 4,000 円、先にですね、ちば消防共同指令センター指令システム更新事業ということで、内容を説明願いたいということであります。

○議長（石田勝一君） 鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの山崎議員の御質問にお答えいたします。ちば消防共同指令センターの指令システムの更新につきましては、こちら整備からかなりの年数が経っておりますので、全体更新を行うものでございます。全体更新と言いますのが、まず、指令センターに設置されております受付台であったりとか、あとはサーバー類、大型ディスプレイですとか、そういったものの一式を含む更新を行います。そちらにつきましては、共通整備ということで、こちら各消防本部における按分率を用いて、負担することとなっております。それと併せまして、各消防本部、消防署の方に設置されております端末等、消防指令センターに関連する機器がございます。そちらは、個別整備事業ということで、契約の方は事業主体となっております千葉市の方で行ってはいるのでございますけれども、整備した台数分を消防本部が負担することとなっております。

以上です。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2 番議員（山崎等君） では続きまして、消防救急デジタル無線機購入事業 5,890 万、これ記載されておりますが、この内容を説明お願いいたします。

○議長（石田勝一君） 暫時休憩いたします。

△午前 11 時 00 分 休憩

△午前 11 時 01 分 再開

○議長（石田勝一君） 議事を再開いたします。鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 ただいまの山崎議員の御質問にお答えいたします。消防救急デジタル無線機の整備事業でございますけれども、内容につきましては、デジタル無線機の携帯局こちらを 23 機、それと車載局こちらが 20 機、それと卓上型のものを 1 機、それと可搬式のものです、こちらが、指揮隊の方が装備しております無線機になりますけれども、こちらを 1 機整備するものでございます。こちらにつきましては、緊急防災減災事業債を活用する予定となっております。緊急防災減災事業債の使用期限が、令和 7 年度で終わってしまいますことで、令和 7 年度に整備したいと考えております。なお、無線機につきましては、平成 24 年度に整備をいたしまして、携帯局につきましては、故障が生じた場合に、交換部品が既に無くなっているという事情もございまして、この度、メリットのある起債が使える内に、更新整備をしたいと考えているものでございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 山崎等君。

◆2 番議員（山崎等君） これね、私はこんなに細かい無線機の数とは思いませんでした、よく分かりました。金額が金額なもので、質問させていただきました。その下のですね、消防救急無線再整備事業、これ 1,660 万、これも説明をお願いしたいなと思います。

○議長（石田勝一君） 坂田次長。

◎坂田次長 ただいまの山崎議員の御質問にお答えいたします。消防救急無線再整備事業であります、平成 25 年度から運用開始され、現行の消防救急無線設備や機器、設備の安定稼働の観点から維持管理計画を策定しており、運用開始後 15 年間、令和 9 年度までの運用を予定しております。15 年を過ぎると、構成機器メーカーからの部品等や、供給停止、保守対応の終了といった物理的な限界に加えまして、ネットワーク機器等の老朽化、システム OS のサポート終了等

により、無線通信が行えなくなる等の問題が発生するため、設備の再整備を行うものでございます。以上です。

○議長（石田勝一君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第1号及び議案第2号の質疑を打ち切ります。

△議案（第3号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案につきましては、人事院勧告及び千葉県人事委員会勧告に準じて給与制度について様々な側面から包括的な見直しを行うとともに、関係条例についても改正を行うものであります。

改正内容について御説明いたします。

はじめに、扶養手当につきましては、配偶者に係る扶養手当を段階的に廃止するとともに、子に係る手当額を1万3,000円に引き上げる見直しを段階的に実施するものであります。

次に、地域手当の創設といたしまして、職員の給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た額を地域手当として支給するものであります。また、地域手当の創設に伴いまして、給与条例において勤務1時間当たりの給与額の算出、期末勤勉手当の算出及び休職者の給与に関し所要の改正を行うとともに、高齢者部分休業に関する条例、修学部分休業に関する条例、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例におきましても所要の改正を行うものであります。

続きまして、管理職員特別勤務手当につきましては、平日深夜に係る支給対象時間帯を現行

の午前零時から午前5時までを午後10時から翌日の午前5時までに拡大するなどの改正を行うものであります。

続きまして、行政職給料表につきましては、副主査から課長級である3級から7級について、各級の初号近辺の号給をカットいたしまして、初号の給料月額の上上げを行うものであります。この改正に伴いまして、3級から7級の適用を受けている職員に対しまして、切替表に応じた号給の切替えなどの必要な調整を併せて実施いたします。

また、本条例につきましては、令和7年4月1日から施行したいと考えております。

以上で議案第3号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第3号の質疑を打ち切ります。

△議案（第4号）の内容説明―質疑

○議長（石田勝一君） 議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明を求めます。

鈴木総務課長。

◎鈴木総務課長 それでは、議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。

本案は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、育児を行う職員の深夜勤務時間及び時間外勤務の制限の見直し、看護に関する申出があった場合の措置等の新設を行うものであります。

改正内容について御説明いたします。

はじめに、育児を行う職員の深夜勤務時間及び時間外勤務の制限の見直しについてですが、育児を行う職員の深夜勤務時間の制限につきましては、小学校就学の始期に達するまでの子の対象として特別養子縁組をした子、養子縁組里親である職員に委託された子などを新たに含めるものとしております。

育児を行う職員の時間外勤務の制限につきましても対象となるこの範囲を3歳に満たない子から小学校就学の始期に達するまでの子に拡大することとしております。

次に、看護に関する申出があった場合の措置等の新設についてですが、まず、任命権者は、職員から看護に関する申し出があった場合に看護両立支援制度等について当該職員へ知らせるとともに、当該制度等に係る面談等の措置を講じなければならないものとしております。また、40歳に達した職員に対しても当該制度等について知らせなければならないものとしております。

更に、任命権者は、看護休暇の申請、看護両立支援制度等の申出が円滑に行われるように、職員に対する研修の実施、相談体制の整備等の措置を講じなければならないものとしております。

本条例につきましては、令和7年4月1日から施行したいと考えております。

以上で議案第4号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第4号の質疑を打ち切ります。

△議案（第5号）の内容説明－質疑

○議長（石田勝一君） 議案第5号 匠瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

議案の内容説明を求めます。

石井予防課長。

◎石井予防課長 それでは、議案第 5 号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、御説明いたします。本案は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例中の条文の引用、枝番号のある号の表記について、所要の改正を行うものです。

はじめに、条例中の条文の引用に係る改正についてですが、平成 24 年における本条例の一部改正において、新たに第 11 条の 2 を追加したことに伴い、第 12 条における条文の引用に誤りが生じておりましたので、この度、これを改正するものでございます。

なお、これに伴うこれまでの予防業務に影響はございません。

続きまして、枝番号のある号の表記についてですが、枝番号のある号を表記する場合、枝番号となる部分を括弧のそとに表記することが一般的な表記方法であることから、この度、一般的な表記方法と異なる表記をしているものについて改正を行うものでございます。

以上で議案第 5 号の説明を終わります。

○議長（石田勝一君） 議案の内容説明が終わりました。

質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石田勝一君） 質疑がないようですので、これをもって議案第 5 号の質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終結いたします。

△議案（第 1 号－第 5 号）に対する討論

○議長（石田勝一君） 日程第 6、これより討論に入りますが、ただいまのところ、討論の通告がありません。よって、討論を省略して、これより採決に入ります。

△議案（第 1 号－第 5 号）の採決

○議長（石田勝一君） 日程第7、これより、議案の採決をいたします。

○議長（石田勝一君） 議案第1号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算について、
本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第2号 令和7年度匝瑳市横芝光町消防組合分担金の市町別分賦に
ついて、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第3号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部
を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を
求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第4号 匝瑳市横芝光町消防組合職員の勤務時間、休暇等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸
君の挙手を求めます。

[挙手全員]

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第４号は、原案のとおり可決されました。

○議長（石田勝一君） 議案第５号 匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、本案について原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○議長（石田勝一君） 挙手全員であります。

よって、議案第５号は、原案のとおり可決されました。

△閉会の宣言

○議長（石田勝一君） 本定例会に付議された事件は、全て議了されました。

ここで、一言御挨拶申し上げます。

匝瑳市横芝光町消防組合議会令和７年３月定例会に当たり、長時間にわたる慎重な御審議、御理解ある御協力をいただきましたことに対し深く感謝申し上げます。

皆様方におかれましては、御自愛の上、一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げ、御挨拶に代えさせていただきます。

ありがとうございました。

これにて、匝瑳市横芝光町消防組合議会令和７年３月定例会を閉会いたします。

△午前１１時１６分 閉会

署名

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 5 月 1 9 日

議長 石田 勝一

議員 椎名 勝英

議員 川島 光男